掛川市条例第41号

掛川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の退職手当に関する条例(平成17年掛川市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の 基本額)

第4条 (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(<u>地方公務員</u> 等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条 第2項に規定する障害等級に該当する程度の障 害の状態にある傷病とする。この項、次条第2 項及び第6条において同じ。)又は死亡によら ず、その者の都合により退職した者に対する退 職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる 者に該当するときは、前項の規定にかかわら ず、同項の規定により計算した額に当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) (略)

改 正 後

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の 基本額)

第4条 (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(<u>厚生年金保</u> <u>険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項</u>に 規定する障害等級に該当する程度の障害の状態 にある傷病とする。この項、次条第2項及び第 6条において同じ。)又は死亡によらず、その者 の都合により退職した者に対する退職手当の基 本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当す るときは、前項の規定にかかわらず、同項の規 定により計算した額に当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。

(1)~(3) (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

改正 平成19年12月21日掛川市条例第34号 平成20年7月11日掛川市条例第23号

平成22年9月30日掛川市条例第20号平成24年12月21日掛川市条例第30号

平成19年12月21日掛川市条例第39号 平成21年3月24日掛川市条例第8号 平成24年3月30日掛川市条例第10号 平成26年3月26日掛川市条例第20号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 手数料の徴収手続(第2条-第6条)

第3章 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料(第7条)

第4章 条例に基づく事務に係る手数料(第8条・第9条)

第5章 法令等に基づく事務に係る手数料

第1節 法律に基づく事務に係る手数料 (第10条―第20条の2)

第2節 政令に基づく事務に係る手数料 (第21条・第22条)

第3節 省令に基づく事務に係る手数料 (第23条)

第4節 県条例に基づく事務に係る手数料 (第24条)

第6章 雑則 (第25条)

第7章 罰則(第26条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第227条の規定に基づき市が徴収する手数料については、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 手数料の徴収手続

(徴収方法)

第2条 手数料は、次章から第5章までに規定する事務の請求の際又は当該請求に係る書類の交付 の際、当該請求者から徴収するものとする。

(手数料の不環付)

第3条 既納の手数料は、請求事項を変更し、又は取り消す場合においても還付しない。 (手数料の不徴収)

- 第4条 第2条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。
 - (1) 次に掲げる場合において、当該証明を必要とする行政庁又は団体が発行した文書に直接証明するとき。

ア 戸籍の記載事項に関する証明 (条例で定めるところにより無料証明を行うことができる 旨の法律の定めがあるものに限る。以下この号において同じ。) の請求があった場合

- イ 戸籍の記載事項に関する証明に代えて住民票の記載事項に関する証明の請求があった 場合
- (2) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出をした政治団体が静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)の規定に基づき、はり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において固定資産課税台帳を縦覧に供するとき(固定資産課税台帳の縦覧に代えて名寄帳の写しを交付するときを含む。)。

(郵便による送付)

第5条 郵便又は信書便(以下この条において「郵便等」という。)による謄本、抄本、証明書等 の送付を請求する者は、この条例に規定する手数料のほか、郵便等による送付に要する費用を 納めなければならない。 (手数料の減免)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該手数料の額の全部又は一部 を減免することができる。
 - (1) 法令により、無料で証明することが定められているとき。
 - (2) 官公署から事務上の必要により請求があったとき。
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者から請求があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 市長は、第13条の2各号に掲げる手数料(同条第1号イに掲げる手数料を除く。)について、 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該手数料の全部又は一部を減額することが できる。
 - (1) 災害による滅失又はき損のため、被災後3月以内に建築するとき。
 - (2) 行政庁の処分に基づく事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川の工事の ため、建築物をほぼ原型のまま移転するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第3章 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料

(証明、閲覧等に係る手数料)

- 第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料(次章及び第5章で定める手数料を除く。)の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 身分又は年齢に関する証明書の交付 1通につき300円
 - (2) 住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付 1通につき300円
 - (3) 住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務 1人につき300円
 - (4) 納税又は課税に関する証明書の交付 1件につき300円 (1税目につき年度ごと1通をもって1件とする。)
 - (5) 地方税法第382条の2の規定により固定資産課税台帳を閲覧に供する事務 1件につき300 円(納税義務者につき年度ごとをもって1件とする。)
 - (6) 地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付 1件につき300円(納税義務者につき年度ごとに、土地は1筆を、建物は1棟をもってそれぞれ1件とし、1件増すごとに30円を加算する。)
 - (7) 営業に関する証明書の交付 1種目につき300円
 - (8) 文書の受理に関する証明書の交付 1通につき300円
 - (9) 公簿、公文書又は図面を閲覧に供する事務 1件につき300円 (公簿は1冊を、公文書は 1事件を、図面は1枚をもって1件とする。)
 - (10) 公簿、公文書又は図面(地籍図を除く。)の謄本又は抄本の交付 1件につき300円(公 簿又は公文書は原本1枚を、図面のうち土地は1筆を、建物は1棟をもって1件とする。)
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、特定の者のために行う証明書の交付又は閲覧に供する事務 1件につき300円

第4章 条例に基づく事務に係る手数料

(掛川市印鑑条例による手数料)

- 第8条 掛川市印鑑条例 (平成17年掛川市条例第75号) の規定に基づく事務に係る手数料の額は、 次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第7条第1項の規定に基づく印鑑登録証の交付 1通につき300円
 - (2) 第8条第2項の規定に基づく印鑑登録証の再交付 1通につき300円
 - (3) 第13条第3項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付 1通につき300円

(掛川市火災予防条例による手数料)

第9条 掛川市火災予防条例 (平成17年掛川市条例第186号) 第47条の規定に基づく水張検査又は 水圧検査に係る手数料の額は、1件につき6,000円とする。

第5章 法令等に基づく事務に係る手数料

第1節 法律に基づく事務に係る手数料

(戸籍法による手数料)

- 第10条 戸籍法 (昭和22年法律第224号) の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲 げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の 謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクを もって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1 通につき450円
 - (2) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載 した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき350円
 - (3) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1 通につき750円
 - (4) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき450円
 - (5) 第48条第1項(第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
 - (6) 第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務 書類1件につき350円

(化製場等に関する法律による手数料)

- 第11条 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第3条第1項の規定に基づく死亡獣畜取扱場の設置の許可申請に対する審査 1件につき 16,800円
 - (2) 第9条第1項の規定に基づく動物の飼養等の許可申請に対する審査 1件につき8,600円 (消防法に基づく事務に係る手数料)
- 第12条 消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲 げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。
 - (1) 第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査 5,400円
 - (2) 第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからオまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額
 - ア 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円
 - イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 52,000円
 - ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円
 - エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77,000円
 - オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 92,000円
 - (3) 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからシまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからシまでに定める金額
 - ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額
 - (ア) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20,000円
 - (イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26,000円
 - (ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39,000円

- (エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52,000円
- (オ) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66,000円
- イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに 係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯 蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 20,000円
 - (イ) 指定数量の倍数が100を超え10,000以下の屋外タンク貯蔵所 26,000円
 - (ウ) 指定数量の倍数が10,000を超える屋外タンク貯蔵所 39,000円
- ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の 申請に係る審査 530,000円
- エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下この条において「規則」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000円
 - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 1,010,000円
 - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 1,120,000円
 - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 1,420,000円
 - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所 1,660,000円
 - (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 3,880,000円
 - (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 5,100,000円
 - (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,290,0 00円
- オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申 請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000円
 - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,340,000円
 - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,500,000円
 - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,830,000円
 - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,140,000円
 - (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,350,000円

- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,570,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000円
- カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外 タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,750,000円
 - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 7,250,000円
 - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 10,700,000 円
- キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000円
- ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 26,000円
 - (イ) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 39,000円
- ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000円
- コ 移動タンク貯蔵所 (サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に係る 審査 26,000円
- サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備え た移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円
- シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000円
- (4) 第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからカまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める金額
 - ア 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 52,000円
 - イ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円
 - ウ 第1種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 26,000円
 - エ 第2種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 33,000円
 - オ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額
 - (ア) 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下本条において同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 21,000円
 - (イ) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 87,000円
 - (ウ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 87,000円 に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない 端数を増すごとに22,000円を加えた金額
 - カー般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額
 - (ア) 指定数量の倍数が10以下の一般取扱所 39,000円
 - (イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の一般取扱所 52,000円
 - (ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の一般取扱所 66,000円
 - (エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の一般取扱所 77,000円
 - (オ) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 92,000円
- (5) 第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対す

る審査 第2号に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

- (6) 第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対す る審査 第3号に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並 びに基礎及び地盤(地中タンク(規則第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。)に 係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあってはタンク本体及び地盤、海 上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。)に係る特定屋外タンク 貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあってはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3 項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変 更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあっ ては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場 合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下こ の号において「6年政令」という。) 附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所 (以下この号において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。) にあっては、同項第 1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1 号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備 が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この号において「6年新基準」とい う。)に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までに行 われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基 準に適 合 さ せ る た め の も の を 除 く 。) に 係 る 審 査 の 場 合 又 は 危 険 物 の 規 制 に 関 す る 政 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (平 成 11年政令第3号。以下この号にお いて「11年政令」という。) 附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下こ の号において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項各号に掲げる 旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(その日前に当該旧基 準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準(以下 この号において「11年新基準」という。)に適合することとなった場合にあっては、当該適 合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の準特定屋外タン ク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合 には、第3号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2 分の1に相当する金額
- (7) 第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 第4号に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
- (8) 第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査 第2号に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
- (9) 第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査 次のア及びイに掲げる 貯蔵所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める金額
 - ア 屋外タンク貯蔵所にあっては、第3号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
 - イ その他の貯蔵所にあっては、第3号に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料 の金額の2分の1に相当する金額
- (10) 第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査 第4号に掲げる取扱所 の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
- (11) 第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査 第2号に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
- (12) 第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査 次のア及びイに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める金額
 - ア 屋外タンク貯蔵所にあっては、第3号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、そ

れぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

- イ その他の貯蔵所にあっては、第3号に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料 の金額の4分の1に相当する金額
- (13) 第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査 第4号に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
- (14) 第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に 対する審査 5,400円
- (15) 第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査 前検査 次のアからオまでに掲げる検査の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額 ア 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 容量10,000リットル以下のタンク 6,000円
 - (イ) 容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク 11,000円
 - (ウ) 容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク 15,000円
 - (エ) 容量2,000,000リットルを超えるタンク 15,000円に1,000,000リットル又は1,000,00 0リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
 - イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 容量600リットル以下のタンク 6,000円
 - (イ) 容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク 11,000円
 - (ウ) 容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク 15,000円
 - (エ) 容量20,000リットルを超えるタンク 15,000円に10,000リットル又は10,000リットル に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
 - ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める 金額
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 410,000円
 - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 540,000円
 - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 700,000円
 - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 920,000円
 - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 1,040,000円
 - (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 1,600,000円
 - (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 1,820,000円
 - (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,030,0 00円
 - エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 490,000円
 - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 630,000円
 - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 990,000円
 - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 1,310,000円
 - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋

外タンク貯蔵所 1,720,000円

- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所 3,320,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 4,060,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,650,0 00円
- オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 9,100,000円
 - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 12,400,000円
 - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 17,000,000 円
- (16) 第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更 の許可に係る完成検査前検査 次のアからオまでに掲げる検査の区分に応じ、それぞれアか らオまでに定める金額
 - ア 水張検査 前号アに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金 額
 - イ 水圧検査 前号イに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の 金額
 - ウ 基礎・地盤検査 前号ウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手 数料の金額の2分の1に相当する金額
 - エ 溶接部検査 前号エに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料 の金額の2分の1に相当する金額
 - オ 岩盤タンク検査 前号オに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料 の金額の2分の1に相当する金額
- (17) 第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安 に関する検査 次のアからウまでに掲げる検査の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める金額
 - ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検 査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 310,000円
 - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 430,000円
 - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 720,000円
 - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 960,000円
 - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 1,210,000円
 - (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 2,950,000円
 - (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所 3,620,000円
 - (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,170,0 00円
 - イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タン ク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 2,660,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所 3,190,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,790,0 00円
- ウ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円
 - (イ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円 に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない 端数を増すごとに17,000円を加えた金額

(火薬類取締法に基づく事務に係る手数料)

第13条 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、審査1件につき7,900円とする。

(建築基準法による手数料)

- 第13条の2 建築基準法 (昭和25年法律第201号) の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査 次に掲げる額の合計額
 - ア (ア)から(オ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額
 - (ア) 床面積の合計(建築物を建築する場合(確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定し、建築物を移転する場合(確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合を除く。)にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この号において同じ。)が30平方メートル以下のもの 1件につき11,000円
 - (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき18,00 0円
 - (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき27,0 00円
 - (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき38,0 00円
 - (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき68,000円
 - イ 第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とする建築物にあっては、(ア)又は(イ)に掲げる判定の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
 - (ア) 第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる構造計算が適正に行われたものであるかどうかの判定 1棟につき107,000円
 - (イ) その他の方法による構造計算が適正に行われたものであるかどうかの判定 1 棟に つき156,000円
 - (2) 第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する検査
 - ア 第7条の3第5項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査合格証の交付を受けた建築

物を含むもの

- (ア) 床面積の合計(建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この号において同じ。)が30平方メートル以下のもの 1件につき14,000円
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき18,00 0円
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき22,0 00円
- (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき31,0 00円
- (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき52,000円

イ その他のもの

- (ア) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき15,000円
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき19,00 0円
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき24,0 00円
- (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき33,0 00円
- (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき55,000円
- (3) 第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は第18条第17項の規定に基づく特定工程に係る工事の終了の通知に対する検査
 - ア 当該検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき14,000円
 - イ 当該検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき16,000円
 - ウ 当該検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき22,000円
 - エ 当該検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき30,000円
 - オ 当該検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき50,000円
- (4) 第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき12 0,000円
- (5) 第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定の申請に対する審査
 - ア 建築物の数が1又は2である場合 1件につき78,000円
 - イ 建築物の数が 3 以上である場合 1 件につき78,000円に 2 を超える建築物の数に28,000円 を乗じて得た額を加算した額
- (6) 第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定の申請に対する審 査
 - ア 建築物 (既存建築物を除く。以下この号において同じ。) の数が1である場合 1件につき78,000円
 - イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円 を乗じて得た額を加算した額
- (7) 第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に 対する審査
 - ア 建築物 (一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 1件につき78,000円

- イ 建築物の数が 2 以上である場合 1 件につき78,000円に1 を超える建築物の数に28,000円 を乗じて得た額を加算した額
- (8) 第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する 審査 1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (9) 第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ペい率、外壁の後退距離又は高さに 関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- (10) 第86条の8第1項の規定に基づく既存不適格建築物の工事の全体計画の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- (11) 第86条の8第3項の規定に基づく既存不適格建築物の工事の全体計画の変更の認定の申請 に対する審査 1件につき27,000円
- (12) 第88条第1項において準用する第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請 又は第88条第1項において準用する第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査
 - ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 工作物 1 件につき17,000円
 - イ 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 工作物1件につき9,000円
- (13) 第88条第1項において準用する第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は第88条第1項において準用する第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する検査工作物1件につき22,000円

(狂犬病予防法による手数料)

- 第14条 狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号) の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各 号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1件につき3,000円
 - (2) 第5条第2項の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付 1件につき550円 (道路運送車両法による手数料)
- 第15条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行の許可申請に対する審査に係る手数料の額は、1両につき750円とする。

(租税特別措置法による手数料)

- 第16条 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく優良宅地の認定の申請に対する審査 1件につき86,000円
 - (2) 第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ 若しくは第62条の3第4項第11号ニの規定に基づく優良住宅の認定の申請に対する審査 次 のアからオまでに掲げる新築住宅の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額
 - ア 床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき6,200円
 - イ 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき8,600円
 - ウ 床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき13,000 円
 - エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき35,000円
 - オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの 1件につき43,000円

(住民基本台帳法による手数料)

第17条 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の44第3項の規定による住民基本台帳カード (以下この条において「住基カード」という。)の交付又は同条第7項に規定する住基カード の再交付に係る手数料の額は、1枚につき500円とする。

(都市計画法による手数料)

- 第18条 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査

- ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - (ア) 開発区域の面積が0.1~クタール未満のもの 1件につき8,600円
 - (イ) 開発区域の面積が0.1~クタール以上0.3~クタール未満のもの 1件につき22,000円
 - (ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件につき43,000円
 - (エ) 開発区域の面積が0.6~クタール以上1.0~クタール未満のもの 1件につき86,000円
 - (オ) 開発区域の面積が1.0~クタール以上3.0~クタール未満のもの 1件につき130,000 円
 - (カ) 開発区域の面積が3.0~クタール以上6.0~クタール未満のもの 1件につき170,000 円
 - (キ) 開発区域の面積が6.0~クタール以上10.0~クタール未満のもの 1件につき220,000 円
 - (ク) 開発区域の面積が10.0~クタール以上のもの 1件につき300,000円
- イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に 供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為
 - (ア) 開発区域の面積が0.1~クタール未満のもの 1件につき13,000円
 - (イ) 開発区域の面積が0.1~クタール以上0.3~クタール未満のもの 1件につき30,000円
 - (ウ) 開発区域の面積が0.3~クタール以上0.6~クタール未満のもの 1件につき65,000円
 - (エ) 開発区域の面積が0.6~クタール以上1.0~クタール未満のもの 1件につき120,000 円
 - (オ) 開発区域の面積が1.0~クタール以上3.0~クタール未満のもの 1件につき200,000 円
 - (カ) 開発区域の面積が3.0~クタール以上6.0~クタール未満のもの 1件につき270,000 円
 - (キ) 開発区域の面積が6.0~クタール以上10.0~クタール未満のもの 1件につき340,000 円
 - (ク) 開発区域の面積が10.0~クタール以上のもの 1件につき480,000円
- ウ その他の開発行為
 - (ア) 開発区域の面積が0.1~クタール未満のもの 1件につき86,000円
 - (イ) 開発区域の面積が0.1~クタール以上0.3~クタール未満のもの 1件につき130,000 円
 - (ウ) 開発区域の面積が0.3~クタール以上0.6~クタール未満のもの 1件につき190,000 円
 - (エ) 開発区域の面積が0.6~クタール以上1.0~クタール未満のもの 1件につき260,000 円
 - (オ) 開発区域の面積が1.0~クタール以上3.0~クタール未満のもの 1件につき390,000 円
 - (カ) 開発区域の面積が3.0~クタール以上6.0~クタール未満のもの 1件につき510,000 円
 - (キ) 開発区域の面積が6.0~クタール以上10.0~クタール未満のもの 1件につき660,000 円
 - (ク) 開発区域の面積が10.0ヘクタール以上のもの 1件につき870,000円
- (2) 第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査 次に掲げる額を合算 した額(その額が870,000円を超えるときは、870,000円)
 - ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。) 前号に掲げる開発行為 の区分及び開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の 面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、それぞれ 前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額
 - イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに 掲げる事項の変更 新たに編入される開発区域に係る開発行為の区分及び開発区域の面積

に応じ、それぞれ前号に規定する額

- ウ その他の変更 1件につき10,000円
- (3) 第41条第2項ただし書(第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき46,000円
- (4) 第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1件につき26,0 00円
- (5) 第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査
 - ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の 建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供 するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行 うものであって開発区域の面積が1~クタール未満のものである場合 1件につき1,700円
 - イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1~クタール以上のものである場合 1件につき2,700円
 - ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のものである場合 1件につき17,000 円
- (6) 第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき470円 (浄化槽法による手数料)
- 第19条 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第35条の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各 号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第35条第3項の規定に基づく許可申請に対する審査 1件につき3,000円
 - (2) 第35条第4項の規定に基づき交付された許可証の再交付 1件につき1,000円

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による手数料)

第20条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第3項の規定に 基づく鳥獣飼養登録票の発行又は同条第5項の規定に基づく有効期間の更新に係る手数料の額 は、1件につき3,400円とする。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料)

- 第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合
 - ア 一戸建ての住宅 1戸につき15,000円
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき5,000円
 - (2) その他の場合
 - ア 一戸建ての住宅 1戸につき52,000円
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき24,000円

(都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料)

- 第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。
 - (1) 市長が定めた機関が交付した法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する 書面を添付する場合

- ア 一戸建ての住宅 1戸につき5,000円
- イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア) 住戸部分
 - a 申請戸数が1戸のもの 1件につき5,000円
 - b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき10,000円
 - c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき17,000円
 - d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき29,000円
 - (イ) 共用部分 1件につき10,000円
 - (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき10,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき10,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき29,000円
- (2) その他の場合
 - ア 一戸建ての住宅 1戸につき37,000円
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア) 住戸部分
 - a 申請戸数が1戸のもの 1件につき37,000円
 - b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき75,000円
 - c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき106,000円
 - d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき150,000円
 - (イ) 共用部分 1件につき120,000円
 - (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき265,000円
 - ウ その他の建築物
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき265,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき422,000円
- 2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合に おいて、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がさ れたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。
 - (1) 市長が定めた機関が交付した法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合
 - ア 一戸建ての住宅 1戸につき3,000円
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア) 住戸部分
 - a 申請戸数が1戸のもの 1件につき3,000円
 - b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき6,000円
 - c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき10,000円
 - d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき17,000円
 - (イ) 共用部分 1件につき6,000円
 - (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき6,000円
 - ウ その他の建築物
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき6,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円
 - (2) その他の場合
 - ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア) 住戸部分
 - a 申請戸数が1戸のもの 1件につき19,000円
 - b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき38,000円

- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき55,000円
- d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき78,000円
- (イ) 共用部分 1件につき61,000円
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき133,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき133,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき214,000円

第2節 政令に基づく事務に係る手数料

(狂犬病予防法施行令による手数料)

- 第21条 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、 次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1条の2の規定に基づく鑑札の再交付 1件につき1,600円
 - (2) 第3条の規定に基づく狂犬病予防注射済票の再交付 1件につき340円

(租税特別措置法施行令による手数料)

第22条 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条又は第42条第1項の規定に基づく住宅用家屋の証明の申請に対する審査に係る手数料の額は、1件につき1,300円とする。

第3節 省令に基づく事務に係る手数料

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則による手数料)

第23条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第20条 第4項の規定に基づく鳥獣飼養登録票の再交付に係る手数料の額は、1件につき3,400円とする。

第4節 県条例に基づく事務に係る手数料

(静岡県屋外広告物条例による手数料)

- 第24条 静岡県屋外広告物条例第5条若しくは第6条第4項若しくは第5項の規定に基づく広告物の表示等の許可、第12条第2項の規定に基づく期間の更新の許可又は第13条第1項の規定に基づく変更若しくは改造の許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1種(広告塔、広告板その他これらに類するもの(第3種のものを除く。)) 表示面 積5平方メートルまでごとに1,330円
 - (2) 第2種 (第4条第3項各号に掲げるもの (第3種及び第4種のものを除く。)) 1枚、 1本又は1個につき130円
 - (3) 第3種(照明装置のあるもの) 表示面積5平方メートルまでごとに1,590円
 - (4) 第4種(はり紙(第3種のものを除く。)) 100枚までごとに390円
 - (5) 第5種(その他これに類するもの(第3種のものを除く。)) 巻き付けられて取り付けられる広告物1組又はその他のもの1個につき260円
- 2 前項に掲げる場合において、2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置 しようとするときは、前項に掲げる額に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。ただ し、広告物条例第13条第1項の許可を受けようとする場合は、前項に掲げる額に100分の50を乗 じて得た額を徴収するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、手数料に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 罰則

(過料)

第26条 詐欺その他不正の行為により、この条例に規定する手数料の徴収を免れた者は、その 徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないとき は、5万円とする。)以下の過料に処する。

附則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に

係る手数料については、なお合併前の掛川市手数料条例(平成12年掛川市条例第1号)、大東町手数料徴収条例(昭和48年大東町条例第19号)又は大須賀町手数料条例(平成12年大須賀町条例第19号)の例による。

附 則(平成19年12月21日掛川市条例第34号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月21日掛川市条例第39号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月11日掛川市条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月24日掛川市条例第8号)

この条例は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の施行の日から施行する。

附 則(平成22年9月30日掛川市条例第20号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日掛川市条例第10号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条の改正規定 平成24年4月1日
- (2) 第13条の2の改正規定 平成24年6月1日
- (3) 第4条及び第7条の改正規定 平成24年7月9日 附 則(平成24年12月21日掛川市条例第30号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月26日掛川市条例第20号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。